

景観法に基づく届出制度について

～外観（外壁、屋根等）の色を塗り直す場合等においても届出が必要です～

上越市では、適正な景観への誘導を図るため、景観法に基づき 上越市景観計画を策定しており、上越市全域を景観計画区域としています。これにより、景観法に基づく届出が必要となります。

届出が必要な行為及び規模、基準等については、上越市景観計画及び上越市景観条例に定められており、一定規模を超える建設等に際して行為に着手する 30日前までに市への届出が必要となります。

●届出を要する主な行為

- ・延べ面積が 500 m²を超える又は高さが 13mを超える建築物・工作物等の新築、新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

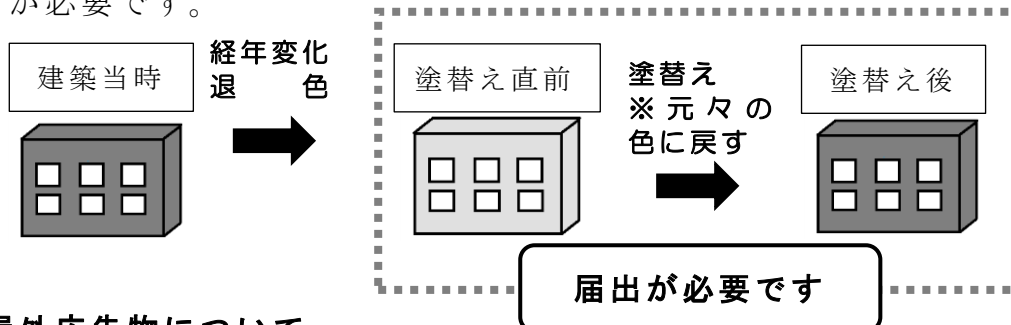
※安塚区（景観づくり重点区域）は別途要件有

●上越市環境色彩ガイドライン

- ・調和のとれた美しい景観を守り育てていくために、建物の主要な外観の色彩の範囲を定めていますので、この範囲を超えないように計画してください。

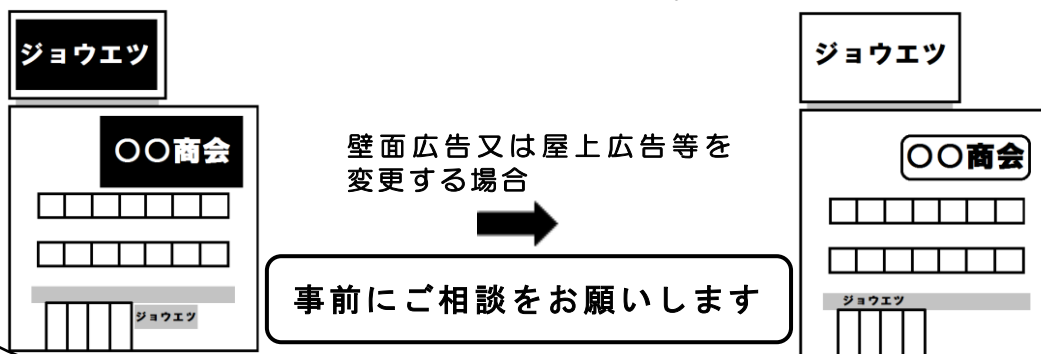
◆「色彩の変更」とは・・・

- ・既存の建築物等を新築時と同色に塗り直す場合であっても、新築時の鮮やかな色彩と経年劣化を得た現状の色彩は異なるため届出が必要です。



◆屋外広告物について・・・

- ・屋外広告物は景観の重要な要素となります。
- ・壁面広告、屋上広告等を変更する場合についても、建築物の外観の変更となることから、新潟県屋外広告物条例の規定に適合していても事前相談をお願いしています。



～ 詳しくは、事前に相談ください。～

【問合せ先】上越市都市整備部都市整備課監理係 TEL 025-526-5111

<http://cms.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/toshiseibi/keikan-keikaku-kuiki.html>